

## 食肉業 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月21日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

- 1 三密を徹底的に回避します。
  - ・毎時の換気
  - ・一定数以上の入場制限
  - ・社会的距離（およそ2m）の確保
  
- 2 感染防止の対策を行います。
  - ・発熱などの症状のある方の入場制限
  - ・発熱などの症状がある従業員の出勤制限
  - ・手洗いや手指の消毒の徹底
  - ・手の触れる場所の消毒
  - ・従業員のマスクの着用
  - ・共用の物品などの最小化
  - ・ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
  - ・鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れて密閉
  - ・マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
  - ・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
  - ・通常清掃後、不特性多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒
  
- 3 安全のための設備にします。
  - ・入口等に消毒設備の設置
  - ・対面する場所のビニールカーテン等による遮蔽
  - ・共用タオルの廃止（ペーパータオルの使用）
  
- 4 安心に向けた工夫をします。
  - ・衣類のこまめな洗濯
  
- 5 行いません、行わせません。
  - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
  
- 6 極力制限します。
  - ・一度に休憩する人数の制限
  - ・対面での食事や会話の制限

- 7 重症化リスクに配慮します。
  - ・高齢者や持病のある方への配慮
  
- 8 新しい働き方を導入します。
  - ・ローテーション勤務
  
- 9 食肉業として次の取組を行います。
  - ・顧客に対して混雑時間帯を避けての来店を促す
  - ・1グループ1人または小人数での入店を呼びかける
  - ・レジ前などで顧客が列に並ぶ際には、声掛けの実施などにより対人距離の確保を促す
  - ・レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する
  - ・キャッシュレス決済の利用を促進する
  - ・食料品の試食販売を中止する
  - ・従業員の手袋の着用
  - ・顧客や従業員の手が触れることの多い箇所等の定期的な消毒
  - ・これらのほか、日本小売業協会等が示す「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を遵守する